

科学技術・学術審議会
研究開発基盤部会の公開に関する手続について（案）

令和〇年〇月〇日
科学技術・学術審議会
研究開発基盤部会

科学技術・学術審議会令第11条、科学技術・学術審議会運営規則第5条第7項及び科学技術・学術審議会研究開発基盤部会運営規則第8条に基づき、科学技術・学術審議会研究開発基盤部会の公開の手続について以下のように定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17時までに科学技術・学術審議会研究開発基盤部会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課参事官（研究環境担当）付をいう。以下同じ。）に登録する。
 - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに科学技術・学術審議会研究開発基盤部会の庶務の総括部局に登録する。
 - (3) 会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、部会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
ア．会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、部会長又は事務局の指示に従うものとする。
イ．スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
ウ．撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
 - (4) その他
傍聴者が会議の進行を妨げていると部会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、部会長の指示に従うこととする。